

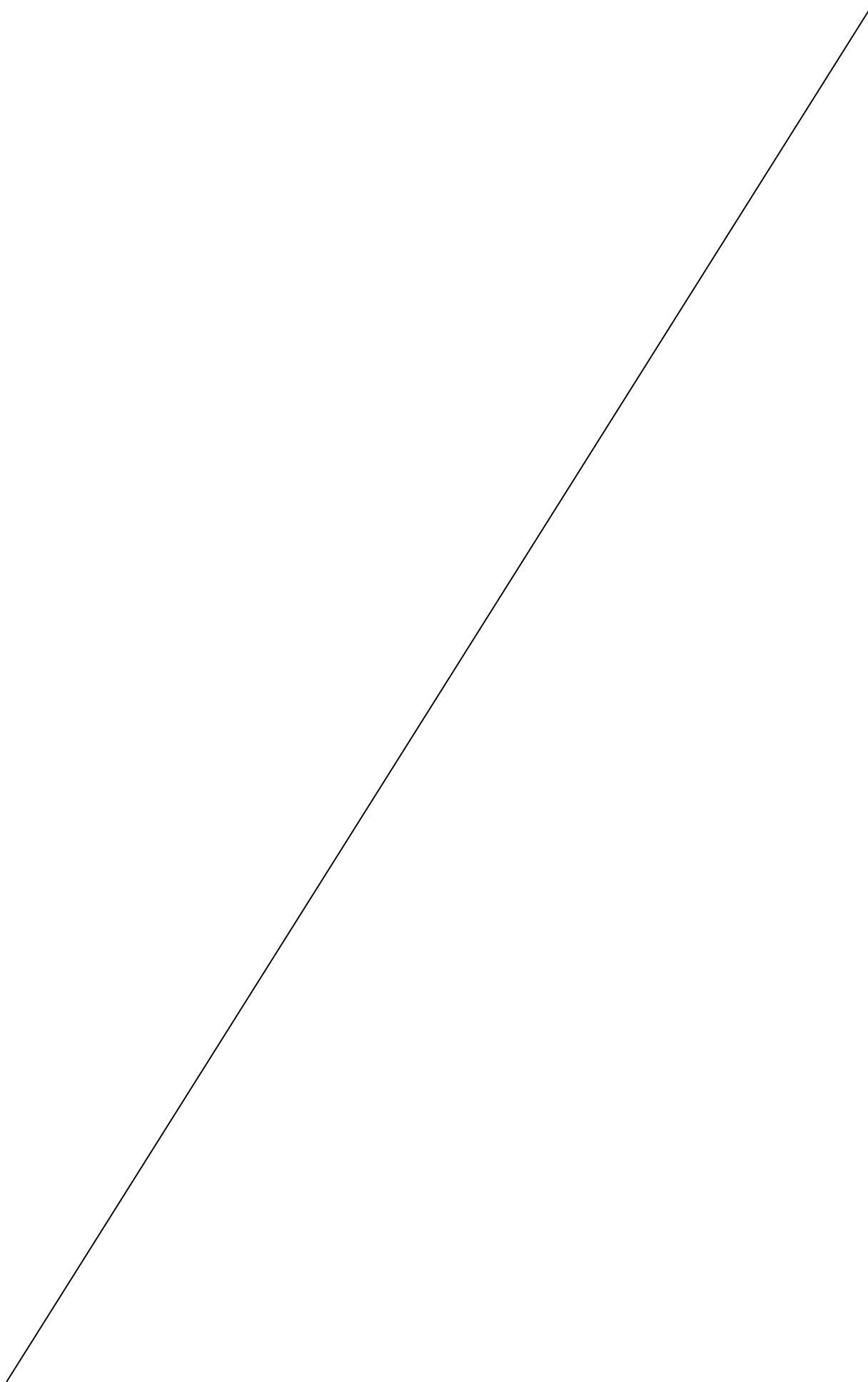
令和7年7月10日配布開始
令和8年2月1日委託分 募集要項

浜松市病児・病後児保育事業 受託者募集要項

令和8年2月1日委託分

再々募集

浜松市こども家庭部幼保支援課



浜松市病児・病後児保育事業受託者募集要項

1 募集の趣旨

浜松市（以下「市」という。）では、現在、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第13項に規定する病児保育事業について、病院、診療所、保育所等に付設された施設において、当該事業を安全かつ適正に行うことのできる社会福祉法人等の民間事業者運営に委託することにより、市全域で7施設開設している。

本事業は多くの市民に利用されており、子育て家庭の育児と就労の両立に資することから、実施施設を募集するものである。

2 病児・病後児保育事業の目的

病気又は病気回復期にある児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的とする。

3 募集の概要

（1）対象地域

市全域

ただし、既存施設との配置バランスのほか、利用対象年齢人口の増加などの需要の高い地域を優先

（2）募集施設数

1施設

（3）定員

4人以上

4 委託業務の内容

（1）委託業務の名称

浜松市病児・病後児保育事業委託業務

（2）委託業務内容

ア 下記①又は①②の両方を実施する病児・病後児保育事業の運営とする。

① 病児保育

「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第180号）の別紙に定める「病児保育事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）4（1）に規定する病児対応型をいう。

② 病後児保育

国要綱4（2）に規定する病後児対応型をいう。

イ 対象児童は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- ① 対象児童の保護者が、市内に住所を有すること。
- ② 病児保育事業を利用する児童は、病児であること。
- ③ 病後児保育事業を利用する児童は、病後児であること。

また、対象児童が浜松市病児・病後児保育事業を利用できる期間は、連続して7日を限度に、集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育を行うことができない期間とする。ただし、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合は、この限りではない。

ウ 留意事項

- ① 児童を受け入れるに当たっては、児童のかかりつけ医等により、当該児童を一時預かりの対象として差し支えない旨の確認を受けること。
- ② 他の児童への感染の防止に配慮すること。
- ③ 常に保護者と密接な連絡を取り、児童の保育方法、健康状態、看護状態及び回復状態について理解と協力を得るよう努めること。
- ④ 本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、他の保育所等に対して感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。
- ⑤ その他、国要綱及び「浜松市病児・病後児保育事業実施要綱」（以下「市要綱」という。）等に基づき、事業を実施すること。法律、国要綱又は市要綱等の改正があった場合には、改正後の法律、国要綱又は市要綱等に対応すること。

（３）委託期間

令和８年２月１日～令和８年３月３１日

※令和８年度以降は年度ごとの委託契約となる。

※市と協議の上、委託開始時期を令和８年４月１日に変更することができる。

（４）実施施設の要件

実施施設は、本事業のための専用の区画において、保育所保育指針（平成２９年厚生労働省告示第１１７号）に準拠して保育を行うものとし、施設基準等は次に掲げるものとする。

ア 施設基準

- ① 保育室の面積は、利用定員１人当たり１．９８㎡以上とし、かつ、１室当たり８．００㎡以上とすること。
- ② 児童を静養又は隔離させるため、保育室とは別に観察室又は安静室を設置すること。この場合において、その面積は、原則として利用定員１人当たり１．６５㎡以上であること。
- ③ 事業の実施に必要な調理室等を有すること。
- ④ 専用の出入口を有すること。

- ⑤ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
- ⑥ その他事業に必要な設備、備品を備えること。

イ 職員配置基準

病児及び病後児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を利用児童おおむね１０人につき１人以上配置するとともに、児童が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね３人につき１人以上配置すること。

ウ その他

- ① ０歳児から小学生までの受け入れが可能であること。
- ② 受け入れた児童の健康状態を的確に把握し、病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫し、医療機関との協力体制を確保すること。
- ③ 給食の提供は、業者による出前弁当等ではなく、各施設において調理し、提供すること。
- ④ 利用の少ない日等において、他の保育所等に対して感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。

（５）実施日及び開所時間の基準

ア 必須とする実施日及び開所時間は次のとおりとする。

① 月曜日から金曜日まで

ただし、次に規定する日は閉所日とする。

- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
- ・ １２月２９日から３１日まで、１月２日及び１月３日

② 午前７時３０分から午後６時００分まで

イ 上記以外に開所する場合は、連携（協力）医療機関が対応できる日及び時間とすること。

（６）利用料等

実施施設の施設長は、保護者に、当該事業に係る経費として、市要綱第９条に規定する額の請求を行うものとする。

〔令和７年度の場合〕

児童１人１日あたりの利用料等

※児童年齢は、当該年度の４月１日の前日現在の年齢をいう。

年齢	利用料	副食費
３歳未満児	１，５００円	—
３歳以上児	１，３００円	２００円

※ただし、市が利用料及び副食費の免除を承認した児童が利用した場合は、利用に係る利用料及び副食費は市へ請求すること。

(7) 委託料及び支払方法

別表 1 のとおり

※別表 1 は令和 7 年度の金額であり、令和 8 年度は変更になる可能性がある

5 応募資格

次のアからシまでの全てを満たす事業者であること。

ア 設置主体が社会福祉法人、医療法人又は株式会社等の法人であること。

イ 委託業務の安定的かつ継続的な実施が可能となるよう医師と連携し、必要な数の看護師等及び保育士を確保すること。

ウ 本市の保育行政を理解し、円滑な整備及び運営について積極的に協力する意志のあるもの。

エ 確固たる経営基盤を有し、確実な整備及び健全な運営が見込まれるもの。

オ 過去の指導監査結果等、設置主体の実態において、特段の問題のないもの。

カ 応募にあたり、法人理事会等で承認を受けていること。

キ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

ク 市税を完納していること。

ケ 過去 3 年以内に、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 7 条の規定により医業の停止処分を受けた者、医療法第 29 条の規定により病院、診療所若しくは助産所の開設の許可の取消し若しくは閉鎖命令の処分を受けた者又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 7 条の規定により歯科医業の停止処分を受けた者でないこと。

コ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

サ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

シ 本募集要項に示すすべての条件を満たすことができること。

6 応募方法等

(1) 応募にかかる事前登録について

応募をする場合は、次のとおり所定の用紙に必要事項を記載し、事前登録を行うこと。

事前登録をしていない場合は、受付期間内に下記（２）の応募書類を持参しても受付不可とする。

提出書類	病児・病後児保育事業受託者応募事前登録書（様式あり）
提出部数	1 部
提出方法	E メール ※書類の提出は、事業者の職員がE メールにて行うこと。
受付期限	令和7年8月1日（金）午後3時まで（期限厳守）
提出先	浜松市こども家庭部 幼保支援課 送信先 E-mail アドレス s-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp
提出時の 注意点	受信確認のため、メールにて書類を提出した後、幼保支援課の担当者あてに電話にて連絡すること。

(2) 応募書類の提出について

応募にあたっては、次のとおり所定の用紙に必要事項を記載し、関係書類を添えて持参して提出すること（郵送・Eメールでの提出は不可）。

提出書類	・病児・病後児保育事業受託者応募申請書（様式あり） ・概要調書（様式あり） ・上記のほか、「浜松市病児・病後児保育事業受託者募集関係書類一覧」に定めるもの ※様式類は、下記（3）により取得したデータを用いて作成すること
提出部数	・正本 1 部 ・副本 3 部
提出期限	令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 3 時まで（期限厳守） ※書類の受付は提出期限までの土・日・祝日を除いた平日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）の間とする。なお、最終日は午後 3 時までとする。 ※書類の提出はあらかじめ日時を連絡のうえ、事業者の職員が持参とする。
提出先	浜松市こども家庭部 幼保支援課 （浜松市中央区鍛冶町 1 0 0 - 1 ザザシティ浜松中央館 5 階）
提出時の 注意点	① 病児・病後児保育事業受託者応募申請書、概要調書及びその他提出資料は、正本・副本とも 1 部ずつ A 4 フラットファイルに綴じて提出すること。 ② 書類は原則として A 4 サイズとし、両面印刷を可とする。ただし、図面の A 3 サイズについては片面印刷とすること。 ③ 提出書類一覧の順とし、書類の長辺にインデックスをつけ、整理すること。 ④ A 4 フラットファイルの背表紙には、「病児・病後児保育事業受託者応募申請書」の文言のほか、事業者の名称及び施設の名称を記載すること。 ⑤ 様式を定めているものについては、別途、Eメールでデータの提出を求めることがある。 ⑥ 必要と認める場合は、応募書類提出後に追加書類の提出を求めることがある。 ⑦ 応募に関する諸条件に適合しない場合や書類の不備等がある場合は、受付不可とする。 ⑧ 応募期間中の書類の差替えは可能とするが、提出期限終了後については、原則、書類の差替え等は不可とする。 ⑨ 応募書類は返却しない。 ⑩ 提出した書類一式の控えを事業者としても保管しておくこと。

(3) 様式類について

上記(1)及び(2)の書類の作成にあたり、様式類(様式及びそのデータ)の提供を希望する場合は、次のフォーマットにより担当課あてにメールすること。

送信先 E-mail アドレス s-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp
件名 【企画・制度G宛】病児・病後児保育事業受託者募集に関する様式の送付希望 (〇〇法人〇〇会)
本文 ① 事業者名：〇〇法人〇〇会 ② 所在地：浜松市〇〇区〇〇町1-1 ③ 担当者職・氏名：事務長 〇〇〇〇 ④ 連絡先電話番号：053-457-〇〇〇〇 (〇〇保育園) ⑤ 連絡先 E-mail：***@***.ne.jp ⑥ zip ファイルの受信可否：可 ⑦ 応募を検討している設置主体：①と同じ ⑧ 応募を検討している既存施設・病院等の名称：〇〇こども園 (単独施設を除く) ⑨ 応募を検討している地域：〇〇区〇〇町〇〇 ⑩ その他連絡事項：(該当あれば記入)

※担当課にてEメールを受信後、概ね1週間以内に様式類をEメールにて送付する。なお、担当課から確認の電話をすることがある。

7 選定の方法等

(1) 選定委員会の設置

受託者を選定するために「(仮称)浜松市病児・病後児保育事業受託者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(2) 選定について

選定にあたって、書類審査に加え、事業者の代表者等にヒアリングを実施する。また、選定委員会は、応募者の応募申請書等を対象に、「選定基準」(別表2)に記載された項目について審査し決定する。なお、選定基準により評価した結果、募集施設数に満たない場合においても、不承認とすることがある。

(3) 選定結果と公表

審査会による選定の決定は、令和7年8月下旬頃を予定しており、選定の結果は応募者全員に文書にて通知する。なお、電話等による問合せは不可とする。

また、受託者として決定した事業者名及び計画の概要について、市から公表する（令和7年9月頃を予定）。なお、審査の結果、受託者として適切な応募者がいないときは、「適切な応募者なし」として、再募集することがある。

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外する。

- 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- その他不正行為があった場合

9 その他

- (1) 選定委員会により決定した事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、事業の実施にあたっては、関係法令及び関係通知を遵守することはもとより、市の指導に応じること。
- (2) 事業開始までに法及び国要綱等による基準や要件を全て満たすこと。
- (3) 浜松市病児・病後児保育事業事務取扱要綱を遵守すること。
- (4) 応募に係る一切の費用は、選定結果に関わらず、応募事業者の負担とする。
- (5) 病児・病後児保育事業の開設にあたって必要な施設・設備の整備や備品・消耗品等の購入に係る補助金等は交付しない。
- (6) 工事等で市の施設証明が必要な場合、証明書の交付は選定結果の通知後とする。
- (7) 病児・病後児保育事業の業務委託は、市における予算の議決が必要となるため、令和8年度以降の業務委託については、今回の募集による承認が最終決定ではない。
- (8) 市は、選定委員会において決定した事業者に関して、本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、又はその他の事情により、適切な保育事業の実施が困難と認めるときは、決定を取り消すことができるものとする。この場合、事業者は既に要した費用の弁済を求めることはできない。

- (9) 提出された書類や承認された事業について、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）による公開の対象となることがある。

10 担当課

浜松市こども家庭部 幼保支援課 企画・制度グループ

所在地	浜松市中央区鍛冶町100番地の1 ザザシティ浜松中央館5階
郵便の宛先	〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
TEL	053-457-2827
E-mail	s-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp
開庁時間	土・日・祝日を除いた平日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）

※担当が不在となる時間があるため、来庁時はあらかじめ日時の御連絡をお願いします。

（参考）既存の病児・病後児保育事業実施施設（市の委託により実施するもの）

区分	区（旧区）	施設名	定員
病児・病後児保育事業	中央（中）	中央ながかみこども園	4人
病児・病後児保育事業	中央（中）	病児・病後児保育みつばち第2保育園	6人
病後児保育事業	中央（中）	聖隷こども園めぐみ	4人
病児・病後児保育事業	中央（東）	みどり保育園	4人
病児・病後児保育事業	中央（南）	みつばち保育園	4人
病後児保育事業	中央（北）	聖隷こども園わかば	4人
病児・病後児保育事業	浜名（浜北）	桜町クリニック（さくらんぼルーム）	6人

別表1 〔令和7年度の場合〕

委託料（①～④の合計額）

（病児・病後児保育事業）

① 基本分	5,905,000円 × (事業月数/12)
② 加算分	
②ーア 基本額加算 （年間延べ利用児童数により 区分される定額を加算）	50人以上100人未満 1,000,000円
	100人以上150人未満 1,500,000円
	150人以上200人未満 2,000,000円
	200人以上300人未満 3,000,000円
	300人以上400人未満 4,000,000円
	400人以上500人未満 5,000,000円
	500人以上600人未満 6,000,000円
	600人以上700人未満 7,000,000円
	700人以上800人未満 8,000,000円
	800人以上900人未満 9,000,000円
	900人以上1,000人未満 10,000,000円
	1,000人以上1,100人未満 11,000,000円
	1,100人以上1,200人未満 12,000,000円
	1,200人以上1,300人未満 13,000,000円
	1,300人以上1,400人未満 14,000,000円
	1,400人以上1,500人未満 15,000,000円
	1,500人以上1,600人未満 16,000,000円
	1,600人以上1,700人未満 17,000,000円
	1,700人以上1,800人未満 18,000,000円
	1,800人以上1,900人未満 19,000,000円
	1,900人以上2,000人未満 20,000,000円
②ーイ 当日キャンセル対応加算 （年間キャンセル回数により 区分される定額を加算）	25回以上50回未満 247,900 円
	50回以上100回未満 502,500 円
	100回以上150回未満 670,000 円
	150回以上 1,005,000 円
③ 利用者実費減免分公費負担	1,500円×生活保護受給世帯等の児童の利用件数
④ 改善分	2,538,000円(1か所当たり年額)

注1) 基本分の算出において1,000円未満の端数が生じた際には、これを切り捨てる。

注2) 当日キャンセルのカウントの考え方は、令和5年3月29日付厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡

「病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）における当日キャンセル対応について」に従う。

支払方法

期 間	区 分	内 訳
4～9月分	① 基本分	5,905,000円×（4月から9月までの事業月数／12）
	②-ア 基本額加算	4月から9月までの延べ利用児童数を 基本額加算の該当する項目に適用させた額
10～3月分	① 基本分	（5,905,000円×（年間事業実施月数／12））－10月支払済額
	②-ア 基本額加算	基本額加算－10月支払済額
4～3月分	②-イ 当日キャンセル対応加算	年間の当日キャンセル回数に応じて加算 ただし、当日キャンセル回数は、当日キャンセルの結果、保育士又は看護師等の配置に余剰が生じ、かつ以下の対応を講じた場合に、生じた余剰人員1名につき1回と計上する。 （ア）当日キャンセルした家庭に対し、状況確認のための連絡等を行うこと。 （イ）当日キャンセルのあった日時、当日キャンセルした者の氏名、当日の職員の配置状況及び当日キャンセルした家庭への連絡等の状況等について、帳簿等で管理すること。
	③ 利用者実費減免分公費負担	利用者実費減免分公費負担（4～3月実績分）
	④ 改善分	利用の少ない日において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合に加算

注1) 基本分の算出において1,000円未満の端数が生じた際には、これを切り捨てる。

注2) 当日キャンセルのカウントの考え方は、令和5年3月29日付厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡

「病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）における当日キャンセル対応について」に従う。

別表 2

選定基準

事項	評価項目	配点
①開設準備	計画等の適合（募集定員、事業開始時期等に適合していること）	適否判定
	資金計画（事業準備に必要な経費の積算や運営の資金計画が適切であること）	
②運営法人	法人の所在地	20
	既存の病児・病後児保育事業の運営実績	
	既存の病院、診療所、認定こども園、保育所、小規模保育事業又は事業所内保育事業等の運営実績	
③施設基準等	利用定員の人数	80
	実施事業の種類 【評価の高い順：1 病児・病後児の両方、2 病児のみ】	
	保育室の面積（基準との比較）	
	観察室又は安静室の面積（基準との比較）	
	専用の調理室、専用のトイレの有無	
	送迎用駐車場の確保	
	看護師、准看護師、保健師又は助産師の配置（予定）人数（基準との比較）	
	保育士の配置（予定）人数（基準との比較）	
	必須とする実施日または時間以外の実施の有無	
	連携（協力）医療機関との位置関係	
	実施施設の所在地（既存の病児・病後児保育事業実施施設との配置バランスがよいこと）	
	計画趣意書の記載内容（事業予定地の選定理由、事業予定地における病児保育の需要の見込みに関する内容）	
④加点・減点	特筆すべき内容が認められる場合、加点又は減点を行う。ただし、加点又は減点の結果による点数は、0点から100点までの範囲内とする。 【加点：事故防止、衛生面への配慮及び保育所等への情報提供や巡回支援の内容、社会貢献活動等に係る認証等の有無等】 【減点：法人または職員に重大な過失があった場合等】	

応募書類提出期限：
令和7年8月1日（金）午後3時まで（期限厳守）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地
フリガナ
法人名
代表者職・氏名

（押印不要）
代表者の職・氏名
（例） 理事長 ○○○○

浜松市病児・病後児保育事業受託者応募事前登録書

浜松市病児・病後児保育事業受託者の募集について、以下の内容で応募を予定していますので、事前登録します。

記

項目	内容
(1) 実施する事業 (該当するものに○)	病児・病後児保育事業 病児保育事業のみ
(2) 病児・病後児保育事業を付 設する病院、診療所、保育所 等の名称 (単独施設の場合は、「単独 施設」と記載すること)	○○○保育園（○○○診療所、単独施設）
(3) 実施施設の所在地	浜松市○○区○○町○○100番1 他○筆
(4) 利用定員	○ 人
(5) その他	担当者職・氏名：事務 ○○○○ 連絡先電話番号：(053) -○○○-○○○ 連絡先 E-mail : ○○○○

応募書類提出期限：
令和7年8月8日（金）午後3時まで（期限厳守）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

フリガナ

法人名

代表者職・氏名

（自署しない場合は、押印してください。）

電話番号

代表者の職・氏名

（例） 理事長 ○○○○

浜松市病児・病後児保育事業受託者応募申請書

浜松市病児・病後児保育事業受託者の募集について、選定を受けたいので次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、申請内容及び添付書類については、全て不正又は不当がないことを誓約します。

記

項目			
(1) 実施する事業 (該当するものに○)		病児・病後児保育事業	
		病児保育事業のみ	
(2) 病児・病後児保育事業を付設する病院、診療所、保育所等の名称等	保育所等の場合	○○○保育園	
	病院・診療所の場合	診療所名	(フリガナ：○○シンリョウジョ) ○○診療所
		実施施設名	(フリガナ：○○○○ルーム) (仮称) ○○○○ルーム
	単独施設の場合	実施施設名	(フリガナ：ビョウジホイクシツ○○) (仮称) 病児保育室○○
(3) 実施施設の所在地	浜松市○○区○○町○○100番1 他○筆		
(4) 利用定員	○ 人		
(5) 事業開始時期	令和8年○月1日		
(6) 添付書類	別紙「浜松市病児・病後児保育事業受託者募集関係書類一覧」のとおり		

下記2種類の場合

○病院
○診療所

下記5種類の場合

○認定こども園
○保育所
○小規模保育事業
○事業所内保育事業
○認可外保育施設

また、当事業者は、募集要項に定める応募資格の全てを満たしていることを誓約します。

応募資格

次のアからシまでの全てを満たす事業者であること。

- ア 設置主体が社会福祉法人、医療法人又は株式会社等の法人であること。
- イ 委託業務の安定的かつ継続的な実施が可能となるよう医師と連携し、必要な数の看護師等及び保育士を確保すること。
- ウ 本市の保育行政を理解し、円滑な整備及び運営について積極的に協力する意志のあるもの。
- エ 確固たる経営基盤を有し、確実な整備及び健全な運営が見込まれるもの。
- オ 過去の指導監査結果等、設置主体の実態において、特段の問題のないもの。
- カ 応募にあたり、法人理事会等で承認を受けていること。
- キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ク 市税を完納していること。
- ケ 過去3年以内に、医師法（昭和23年法律第201号）第7条の規定により医業の停止処分を受けた者、医療法第29条の規定により病院、診療所若しくは助産所の開設の許可の取消し若しくは閉鎖命令の処分を受けた者又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の規定により歯科医業の停止処分を受けた者でないこと。
- コ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- サ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- シ 本募集要項に示すすべての条件を満たすことができること。

浜松市病児・病後児保育事業受託者募集関係書類一覧 兼 提出時チェックシート

(令和8年2月1日委託の病児・病後児保育事業)

事業実施施設の名称 (仮称)

※様式が「あり」となっている提出書類については、募集要項6(3)により担当課から送付された様式のデータを用いて作成すること

※提出時の留意点については、募集要項6(2)を参照すること

項目		様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数	
					正本	副本
-	-	浜松市病児・病後児保育事業受託者募集関係書類一覧 兼 提出時チェックシート	あり	・この書類のチェック欄に記入のうえ、提出すること	1部	-
1	申請書・概要等	浜松市病児・病後児保育事業受託者応募申請書	あり	・代表者の署名又は記名押印 ・申請者の所在地、名称、代表者氏名は、登記事項証明書と一致すること	1部 (原本)	3部
2		概要調書	あり	・記載例を参考に記入すること	1部	3部
3		計画趣意書	参考	・今回の事業に応募した動機、事業予定地の選定理由、事業予定地における病児保育の需要の見込み、事業に対する意欲、事業者としての保育方針や特色等を記載すること	1部	3部
4		位置図		・事業を実施する建物の周辺の状況が分かるもの	1部 (A3サイズ)	3部 (A3サイズ)
5	土地・建物関係①	配置図		・建物、送迎用駐車場の配置状況が分かるもの ・駐車場は台数を記載 ・既存の建物を活用する場合は、 <u>現況の配置図</u> も提出すること	1部 (A3サイズ)	3部 (A3サイズ)
6		建物平面図		・建物面積を明記したもの ・実施施設内全ての平面図を提出すること(病児・病後児保育事業に関わる部分以外も提出) ・各室の用途(保育室、安静室等)及び面積を明示すること ・病児・病後児保育事業専用の出入口を明示すること ・病児・病後児保育事業で使用する調理室、トイレ、非常口を明示すること ・既存建物を活用する場合等で竣工時と各室の用途が変更になる場合は、変更後の内容を手書き等で分かるように記載すること(その場合、元々の図面の記載は見え消しとすること) ・既存の建物を活用する場合は、 <u>現況の建物平面図</u> も提出すること	1部 (A3サイズ)	3部 (A3サイズ)

項目			様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数	
						正本	副本
7	土地・建物関係②	事業予定施設及び設備 現状写真	あり	・事業予定地の現状が分かる写真(事業予定地のほか、<u>前面道路や近隣など周囲の現状が分かる写真を含めること</u>) ・少なくとも2方面以上から撮影 ・既存の建物を活用する場合は、少なくとも以下の写真 ・保育室・安静室の予定場所 ・専用の出入口の予定場所 ・調理室(調理設備)の予定場所 ・トイレの予定場所 ・非常口の予定場所 ・可能な限り多色刷りの写真を提出すること		1部	3部
8	職員関係	経営の責任者の履歴書		・代表者の履歴書 ・応募申請時点までの経歴が分かること		1部	3部
9		職歴に関する確認調書	あり	・代表者及び本事業に関係する看護師等・保育士の職歴を記載すること ・これから採用する職員分は不要		1部	3部
10		資格証の写し		・本事業に関係する看護師等及び保育士全員分の写しを提出すること ・これから採用する職員分は不要		1部	-
11		職員の確保計画書		・看護師等及び保育士をどのように確保する予定であるかについて、<u>具体的な計画内容(配置予定人数や募集時期、採用方法等)</u>が示されていること ・また、<u>看護師等及び保育士の定着を図るため、事業者として取り組む具体的な内容を記載すること</u>		1部	3部
12		開設時の運営資金等に係る財源を証明するもの		・金融機関の残高証明書(証明日は令和7年7月10日(募集要項配布開始日)以降のもの)又は預金通帳の表紙及び金額が記載されたページの写し		1部	3部
13	事業者関係①	登記事項証明書の写し		・法人登記簿謄本		1部	-
14		市税完納証明書	あり	・原本(証明日は令和7年7月10日(募集要項配布開始日)以降のもの) ・「証明願」の様式により、収納対策課等へ請求すること ・請求にあたり、様式に記載の注意事項等を確認すること ・事業所単位で市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けている場合は、市内の全ての事業所のものを提出		1部 (原本)	-
15		理事会等の議事録の写し及び該当する議事資料の写し		・今回の事業の応募をすることについて承認を受けたもの		1部	-

項目			様式	備考	チェック欄 (※1)	提出部数	
						正本	副本
16	事業者関係②	事業実績を証明する書類		・医療、保育、社会福祉事業等の運営実績がわかるもの(該当がなければ提出不要) ・病院・診療所の場合は、医療機関の指定を受けていることがわかるものも提出すること		1部	3部
17		指導監査結果通知		・該当がある場合のみ提出 ・直近のものを提出すること ・指摘事項に対する改善についてわかるものを添付すること		1部	3部
18	その他	連携(協力)医療機関の同意が確認できる書類		・連携(協力)医療機関の名称、所在地及び連携内容が記載されている同意書や覚書等の写し(双方の代表者印が押印されていること) ・同一法人が運営する医療機関の場合は、連携(協力)医療機関であることを決定した書類や事業計画などを提出すること(写し可) ・連携内容に①緊急時の児童の受入れ、②日常の医療面での指導、助言の2点を明記すること ・原本は事業者が保管し、写しを提出(原本については、応募書類の提出時に提示するほか、市から求めがあった場合にはその都度提示すること)		1部 ※原本提示	3部
19		浜松市病児・病後児保育事業受託者応募事前登録書の写し		・令和7年8月1日の事前登録受付期限までにメールにて提出をした浜松市病児・病後児保育事業受託者応募事前登録書の写し		1部	-
20		浜松市病児・病後児保育事業受託者募集要項(令和8年2月1日委託分)		・今回の募集要項(様式類は省略可) ・縮小印刷を可とする		1部	-
21		その他の参考となる書類		・既存施設のパフレット等(一般向けに配布する資料がある場合のみ)		1部	3部

※1 該当の無い書類については、「-」と記入すること。

共通する資料を用いる場合は、「No.○と同じ」などのようにチェック欄に分かるように記載すること。